

現行過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）の延長について

1 経緯

全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議(平成22年1月25日開催)配付資料を基に作成

- 平成22年3月末で失効する現行過疎法については、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域から立法措置を求める強い要望。
⇒ 議員立法による法案の今国会提出に向けて、各会派間で協議・調整が行われ、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられたところ。

2 法律案要綱（案）の概要

※総務省政策会議(平成22年1月20日開催)資料
「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案要綱(案)」より作成

- **現行法の失効期限の延長**
 - ・6年間の延長 ⇒平成28年3月31日まで
- **平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加**
 - ・現行法の過疎地域に加え、現行法の考え方即し、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加(⇒58団体が追加の見込み)
- **過疎地域自立促進のための特別措置の拡充**
 - (1) **過疎対策事業債の対象の追加**
 - ・対象施設の追加等及び「コンクリートから人へ」の考え方従ったソフト事業への拡充
 - (2) **国税（所得税・法人税）に係る減価償却の特例の拡充**
 - (3) **地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充**
 - ・(2)(3)とも対象からソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業(コールセンター)を追加
- **地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し**
 - ・過疎地域自立促進方針(都道府県が策定)、同市町村計画及び同都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けを廃止
 - ・市町村から都道府県に対する事前協議の内容の見直し など
- **施行期日は平成22年4月1日** (※ただし、失効期限の延長に係る改正は、公布の日から施行)

「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案要綱(案)」の第一に定める要件を満たす団体（平成22年4月1日時点（見込））

総務省政策会議配布資料(平成22年1月20日開催)より抜粋

平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件

1 人口要件:以下のいずれかに該当すること。

- (1) 昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が33%以上であること。
- (2) 昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が28%以上で、かつ、高齢者比率(65歳以上)が29%以上であるか、又は若年者比率(15歳以上30歳未満)が14%以下であること。

※ただし、(1)(2)の場合、昭和55年～平成17年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

- (3) 昭和55年～平成17年の25年間の人口減少率が17%以上であること。

2 財政力要件:平成18～20年度の3ヵ年平均の財政力指数が0.56以下等であること。

現行非過疎団体で上記要件を満たす団体

北海道	小樽市、浦河町、羅臼町	三重県	尾鷲市、鳥羽市
青森県	平内町、野辺地町、大間町、三戸町	京都府	宮津市、和束町
岩手県	釜石市、岩手町、大槌町、山田町、普代村、九戸村、洋野町	奈良県	山添村
秋田県	美郷町	和歌山県	由良町、那智勝浦町、太地町
山形県	村山市、遊佐町	鳥取県	岩美町、三朝町、大山町、江府町
福島県	下郷町、檜枝岐村、猪苗代町、会津坂下町	岡山県	矢掛町、奈義町
群馬県	嬬恋村、みなかみ町	香川県	直島町、琴平町
埼玉県	東秩父村	高知県	須崎市
千葉県	長南町、大多喜町	福岡県	大牟田市、鞍手町、福智町、築上町
東京都	大島町	佐賀県	白石町、太良町
富山県	朝日町	鹿児島県	与論町
長野県	飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町	計	58団体
岐阜県	八百津町		

平成22年度過疎対策予算案等の概要について

1 予算（案）

(新)・過疎地域等自立活性化推進交付金	3. 2億円(――――)
(生活の安心・安全確保対策、産業振興、集落の維持・活性化対策等のソフト事業を幅広く支援するための交付金)	
・過疎地域集落等整備事業費補助金	3. 0億円(21年度5. 0億円)
(定住促進団地、空き家活用事業、地域間交流施設整備に対する補助)	
計	6. 2億円(21年度5. 0億円)

2 地方債計画額

・過疎対策事業債	2, 700億円(21年度2, 638億円)
・辺地対策事業債	433億円(21年度 478億円)
計	3, 133億円(21年度3, 116億円)

3 税制改正（案）

(過疎地域における特別償却制度)

- ・過疎法の延長を前提に、対象業種からソフトウェア業を除外し、コールセンターを追加した上で、1年延長

(過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税特例)

- ・過疎法の延長を前提に継続